

IT豆知識

デジカメで撮ってプリントする①
～インクジェットプリント～

デジカメ（デジタルカメラ）がフィルムカメラに大きく勝っている点のひとつは、少ないスペースに保管できることです。たとえば、4.7GBのDVDに1枚5MBのファイルを保存すると、1,000枚近くの画像を収録することができます。これをフィルムで撮影すると、36枚撮りでも約30本分にもなり、小さなダンボール箱ぐらいのサイズになってしまいます。

このように、デジカメのデータは保管に便利です。しかしながら、プリントしなければせっかく撮影した写真も見ることが減ってしまいます。

デジカメで撮影した写真をプリントする方法はいくつかありますが、今回は手軽で身近なインクジェットプリントについて簡単にお話ししたいと思います。

インクジェットプリントのメリットは、サイズやレイアウトの変更、数枚であればすぐにプリントできることです。加えて、プリンタ本体が比較的安価なのも魅力的です。最近のプリンタに使用されている顔料インクは耐久性もあり、以前よりも長期保存が可能となりました。

デメリットは、大量に印刷すると時間がとてもかかることです。1枚印刷するのに2分かかるとすれば、30枚印刷するのに1時間もかかってしまいます。枚数がもっとあれば、1日中プリントしなければならないこともあります。さらに、印刷にかかるコストもばかになりません。プリンタの機種と印刷画質にもよりますが、1枚当たりのL判相当のコストは約30～50円です。

宮城県商工会連合会嘱託専門指導員

志水 麻木

税のひとくち知識

「消費税簡易課税制度選択届出書」の
提出期限はいつまで

平成17年分から新たに課税事業者となる個人事業者の方は平成17年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」（以下「選択届出書」といいます。）を提出すれば平成17年分から簡易課税制度の適用を受けることができます。

平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間から新たに課税事業者となる場合（注）には、その課税期間中に「選択届出書」を提出すれば、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます（平成15年改正消費税法施行令附則第3条《仕入に係る消費税額の控除の特例の適用を受ける旨の届出に関する経過措置》）。

したがって、平成17年分から新たに課税事業者となる個人事業者の方は平成17年12月31日までに提出すれば、平成17年分から簡易課税制度の適用を受けることができます。

（注）この経過措置は、平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間に課税事業者となる事業者で、その直前の課税期間が免税事業者であれば適用がありますので、例えば、平成15年分が課税事業者で平成16年分が免税事業者である個人事業者の方にも適用されます。重要です！

- 簡易課税制度の適用を受けた場合には、仕入税額控除を一般課税で計算すれば還付となる場合であっても、還付を受けることはできません。また、簡易課税制度の適用を受けた場合には、事業を廃止した場合を除き2年間以上継続した後でなければ、適用をやめることはできません。

宮城県商工会連合会嘱託専門指導員

星 武夫

個々の労働者と事業主との間のトラブルの解決について労働局がお手伝いします。

制度に関する照会、相談は、下記の連絡先まで

宮城労働局総合労働相談コーナー

電話：022-299-8834

商工会員・ご家族・従業員の福利厚生プランのための
生命傷害共済（傷害総合保険＋病氣入院見舞金制度）・所得補償共済（所得補償保険）
建設総合補償共済

商工会福祉共済制度

※お問い合わせはもよりの商工会へ

あるいは直接取扱い代理店 有限会社 みやぎふるさとサービスへ

TEL 022-216-2358